募集

市学校給食協会来年４月採用期限付職員

内職種➡栄養士　勤務内容➡物資の検収、調理・衛生指導等　勤務場所➡市内の調理場　選考➡作文と面接（11月12日㈭午前９時、市役所西会館）
対管理栄養士の資格を有し、昭和50年４月２日以降に生まれた人
定１人
申10月20日㈫～11月４日㈬午前９時～午後５時（㈯㈰㈷を除く）に、受験申込書・面接カード・管理栄養士免許証の写しを持って市学校給食協会事務局（市役所西庁舎／☎〈75〉2322）へ
※受験申込書・面接カードは同協会又は市公式ウェブサイトで配布。提出書類は返却しません。
※臨時給食調理職員の登録を随時電話で受け付けています。勤務条件等を確認し、欠員の生じた調理場で勤務します。

介護保険地域密着型サービス事業者

内サービス種類➡①地域密着型特別養護老人ホーム　②認知症対応型グループホーム　募集対象地域・数▶①➡安城南中学校区以外で１カ所　②➡安城西中学校区以外で２カ所（２カ所は別の中学校区）
対平成29年度中にサービス提供を開始できる法人（法人の設立予定者を含む）
他募集要項・応募申請書は高齢福祉課・市公式ウェブサイトで配布
申10月15日㈭～12月15日㈫午前９時～午後５時（㈯㈰㈷を除く）に、申請書を持って高齢福祉課（☎〈71〉2226）へ
※申請書提出の１週間前までに、事前協議書をファクス・Ｅメールで高齢福祉課（FAX〈74〉6789／koufuku@city.anjo.aichi.jp）へ提出。

応募事業者説明会
時10月21日㈬①➡午後１時30分　②➡午後２時30分
場市民会館

ファミリー・サポート・センターの会員

子育てを手助けしてほしい人と、子育ての協力をする人が、互いに助け合う会員組織です。
対依頼会員（子育てを手助けしてほしい人）➡市内在住・在勤・在学の人
提供会員（子育ての協力をする人）➡自宅で子どもを預かることのできる市内在住の人
申㈪～㈮午前９時～午後５時（㈷を除く）に、ファミリー・サポート・センター（あんぱ～く内／☎〈72〉2315）へ

依頼会員希望者の入会説明会
時申毎月２回、説明会を開催しています。事前に同センターへ

提供会員希望者の講習会
時11月５日㈭午前９時10分～午後３時40分
他保育サポーター養成講座・子育てネットワーカー養成講座を修了した人は講習会を免除　報酬の基準（時間額）▶㈪～㈮午前７時～午後７時➡600円　その他の曜日・時間帯➡700円
申事前に同センターへ

陸上自衛隊高等工科学校生徒

時受付期間➡11月１日㈰～来年１月８日㈮　試験日▶１次➡来年１月23日㈯　２次➡来年２月４日㈭～７日㈰の指定された１日
対中学校を卒業した（見込含む）16歳以下の男子
他詳細は問い合わせてください
問自衛隊愛知地方協力本部安城地域事務所（☎〈74〉6894）、市行政課（☎〈71〉2208）

文化協会創立70周年記念市民俳句・短歌集の作品

内掲載作品➡１人俳句は12句、短歌は８首。いずれも題材等は自由で、未既発表を問いません
対市内在住・在勤の人、又は安城文化協会会員
※小中学生を除く。
¥4000円（作品集を１冊贈呈）
他応募用紙は、同協会事務局・市民ギャラリー・文化センター・各地区公民館で配布
申12月25日㈮までの午前10時～午後４時に、応募用紙を持参か郵送（必着）で安城文化協会事務局（〒446－0041桜町19－13／☎〈74〉6066）へ
問市民ギャラリー（☎〈77〉6853）

お知らせ

県最低賃金の改正

県内の最低賃金は、10月１日から時間額820円に改正されました。
県内の事業場で働く常用、臨時、パートなどすべての労働者に適用されます。日給制、月給制の労働者の場合は、時間当たりの金額に換算して最低賃金の時間額820円と比較します。
問刈谷労働基準監督署（☎〈21〉4885）、市商工課（☎〈71〉2235）

野焼きは禁止されています

焼却設備を用いずに廃棄物を焼却することはできません。法律の規定に反して、廃棄物を焼却した者は５年以下の懲役若しくは、1000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。
農業者が行う稲わらなどの焼却は、やむを得ない廃棄物の焼却として認められる場合もありますが、周辺住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれがある場合については、行政指導の対象になります。
問県西三河県民事務所廃棄物対策課（☎0564〈27〉2878）、市環境首都推進課（☎〈71〉2206）

人権擁護委員が決定

10月１日付けで、人権擁護委員に榊原真由美（まゆみ）氏（再任・東明町）が委嘱されました。任期は３年です。
問市民課（☎〈71〉2221）

家屋の取り壊しの連絡・現地調査にご協力を

内家屋➡平成27年中に家屋を取り壊した、若しくは取り壊しが決まっている人は、資産税課に連絡してください。来年度の固定資産税等の対象から除くため、現地確認を行います
土地➡来年度に向けて固定資産税等の適正な課税を行うため、12月末まで現地調査を実施しています
問資産税課家屋係（☎〈71〉2215）、同課土地係（☎〈71〉2256）

申申し込み方法など　問問い合わせ先　※なお、対どなたでも、定特になし、¥無料の場合は記載を省略しています。